労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成27年9月30日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務づけられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

マージン率 = 派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額 派遣料金の平均額

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

2024年8月現在

派遣労働者の数	185名
派遣先の数	66社
マージン率	36.9%
教育訓練に関する事項	安全衛生、マナービジネス研修(DVD等)、PC研修
	外国人日本語研修、工具取扱い講習など
派遣料金の平均額	16, 247円(1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	10, 238円(1日8時間換算)
労使協定の締結の有無	有り
労使協定の範囲	派遣雇用契約を締結している従業員
労使協定の有効期限	令和6年(2024年)4月1日~令和7(2025年)年3月31日